

○相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進
 >属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進

拡充 推進枠 **重層的支援体制整備事業** 社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
(内線2289)

令和7年度概算要求額 **【包括的相談支援事業】** 既存事業予算の内数 (374億円) ※()内は前年度当初予算額
【地域づくり事業】 既存事業予算の内数 (116億円)
【多機関協働事業等】 66億円 (53億円)

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加や、令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)に基づき住まい支援の強化を見込みつつ、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。**

2 事業の概要(以下の全ての取組を実施)

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。(多機関協働事業)
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。(参加支援事業)

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
42	134	189	346

新規 推進枠 **重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化** 社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室 (内線2289)

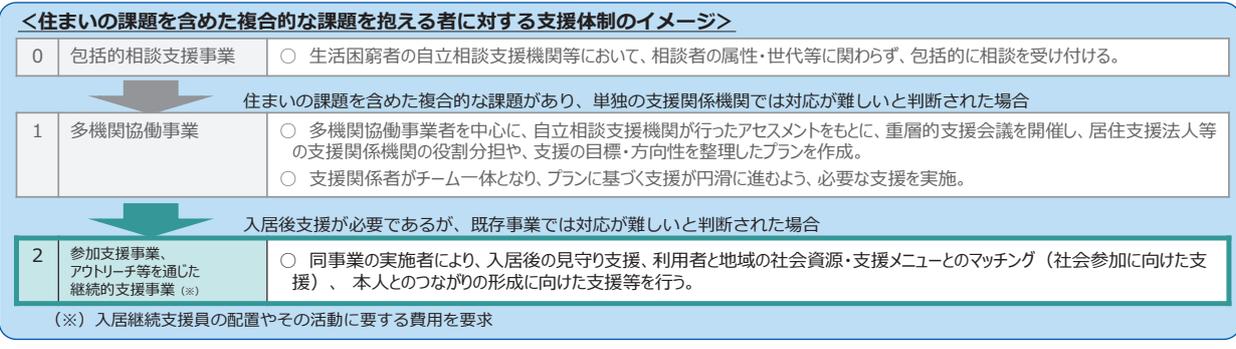
令和7年度概算要求額 **66億円の内数 (-)** ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)において、社会福祉法第106条の4が改正され、重層的支援体制整備事業において、「地域生活課題を抱える住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努める」とされたことを踏まえ、既存事業では対応が難しい狭間のニーズがある者(世帯)に対して、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用した入居継続支援を行う。

2 事業の概要

- 入居後の継続的な支援を行うため、**参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業**において、地域を巻き込んだ切れ目のない支援を行うことができる体制整備を図る。



3 実施主体等

実施主体：市町村 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

○生活困窮者自立支援等の推進

➢相談対応から入居後までの切れ目のない住まい支援の強化、就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化

拡充 **住まいに係る相談機能の充実（自立相談支援事業）** 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2874)

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要

**自立相談支援機関に
住まい支援員(仮称)
を配置し、支援等を行
う場合の加算を創設す
る(拡充)**

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)
- 負担割合：国 3/4 都道府県・市・区等 1/4

3 事業のイメージ

住まいの相談
住まいに課題を抱える生活困窮者等

- ・家族・同居人との関係が悪化しており、同居が困難。
- ・保証人がいなくて入居・転居できない。
- ・家賃・維持費等の居住費負担が重い。
- ・住まいの構造・設備等に問題があり、早急な転居が必要。
- ・家賃滞納により立ち退きを求められている。

福祉事務所設置自治体

・福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ

【体制】
自立相談支援機関に**住まい相談支援員**を配置
←福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

【主な役割】

- ① 住まいを中心とした相談支援(居住支援法人等との連携窓口)
- ② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
- ③ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓(生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓)
- ④ 地域の関係者に対する支援

生活困窮者自立支援法による支援が必要な場合

プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛り込む

① **住宅の斡旋**

(住居確保給付金等)

③ **居住支援**

(入居支援・入居中生活支援等)

※既存事業も活用

モニタリング

その他、適切な支援や関係機関へつなげる

居住支援協議会(住宅セーフティネット法)

- ・市町村の住宅・福祉部局・居住支援団体等で構成(都道府県の参加も推奨)
- ・居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体との連携等を新たに構築

【役割】

地域の資源の把握や事業の総合調整等

連携

上記以外

拡充 **住居確保給付金における転居費用の支給** 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2874)

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要・スキーム

現行(家賃相当分)

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

支給額

家賃額(住宅扶助額を上限)

拡充後

支給対象者

<家賃相当分> 現行(①、②)のまま
<転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

支給要件

<家賃相当分> 現行のまま
<転居費用分> 収入、資産要件は同じ。**求職活動要件は求めない。**

支給額

<家賃相当分> 現行のまま
<転居費用分> 転居のための初期費用(引っ越し代・礼金等)(上限あり)

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)
- 負担割合：国 3/4、都道府県・市・区等 1/4

拡
充

推
進
枠

居住支援事業の強化

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2874)

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法等(※1)において、居住支援事業(一時生活支援事業から改称)について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が努力義務化された。また、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国 2/3 都道府県・市・区等 1/3
- 実施自治体数(令和5年度)：シェルター事業366 地域居住支援事業55

拡
充

推
進
枠

生活困窮者向け事業と生活保護受給者向け事業の一体的実施 (就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業)

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2879)

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- これまで、生活困窮者向けの事業は、生活保護受給者を対象としていなかったため、自治体が生活保護受給者向けの事業を実施していない場合には、当該自治体の生活保護受給者は就労準備支援事業等による支援を受けることができなかった。
- 今般の生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正(※1)において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も対象として実施できるようにした。

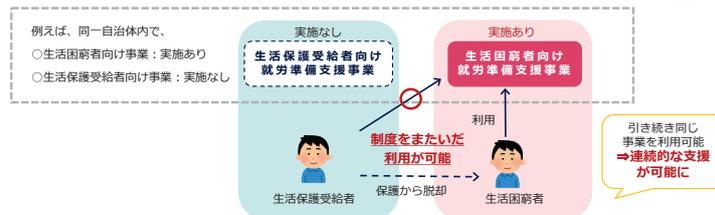
※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

- 当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 対象事業：就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業
- 実施方法：生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする(拡充)。(就労準備支援事業・家計改善支援事業)



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国 2/3、都道府県・市・区等 1/3
- 実施自治体数(令和5年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体 地域居住支援事業：55自治体
- <参考>生活保護受給者向け事業 実施自治体数(令和5年度)・・・就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：35自治体
- ※うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数・・・就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：17自治体

拡
充

推
進
枠

家計改善支援事業の補助率引上げ

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2879)

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 生活困窮者の家計管理を支援する家計改善支援事業は、就労準備支援事業と合わせて生活困窮者の自立の促進に一定の成果をあげてきた。
- 今般の制度見直しでは、両事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し(※)、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げたところ。
※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- 当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、**補助率を1/2から2/3に引き上げる。**

【現行の補助体系】

- 家計改善支援事業を単独で実施する場合
→補助率 1/2 (令和5年度実績：101自治体)
- 自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合
→補助率 2/3 (令和5年度実績：638自治体)



【制度見直し後の補助体系】

- 家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。
→ **一体的な実施が原則となるため、補助率を一律2/3とする。**

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) 負担割合：国 2/3 都道府県・市・区等 1/3

拡
充

推
進
枠

就労準備支援事業・家計改善支援事業の過疎地域加算の導入

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2879)

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、今般の制度見直しに係る部会の最終報告書(※)で、「国は、事業実施に向けた自治体の支援を行うとともに、広域連携等の必要な環境整備を行うなど、全国における実施を目指すことが必要」とされており、特に小規模な自治体に対してその取組を促していく必要がある。
※ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書(社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会)
- このため、両事業において、過疎地域における支援一件あたりのコストの大きさに着目して新たに加算を設けることにより小規模自治体を支援し、取組を促進する。 ※加算の内容は、自立相談支援事業の過疎地域加算を踏襲

2 事業の概要・スキーム

就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、一定の人口密度未満の自治体について、基本基準額に一定の額を加算する。(過疎地域加算)

【市町村】

- ア 算定基準 … 人口密度(過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、当該区域の人口密度)が50人/km²以下
- イ 加算額の算定方法

過疎市町村(市町村全域が過疎地域)	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
基本基準額に、基本基準額×0.5を加算	基本基準額に、当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5を加算

【都道府県】

- ア 算定基準 … 管轄地域全体の人口密度が50人/km²以下となる道府県
- イ 加算額の算定方法 … 当該道府県の基本基準額(都道府県広域加算額を含む)に、基本基準額×0.3を加算

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国 2/3、都道府県・市・区等 1/3
- 実施自治体数(令和5年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体

生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

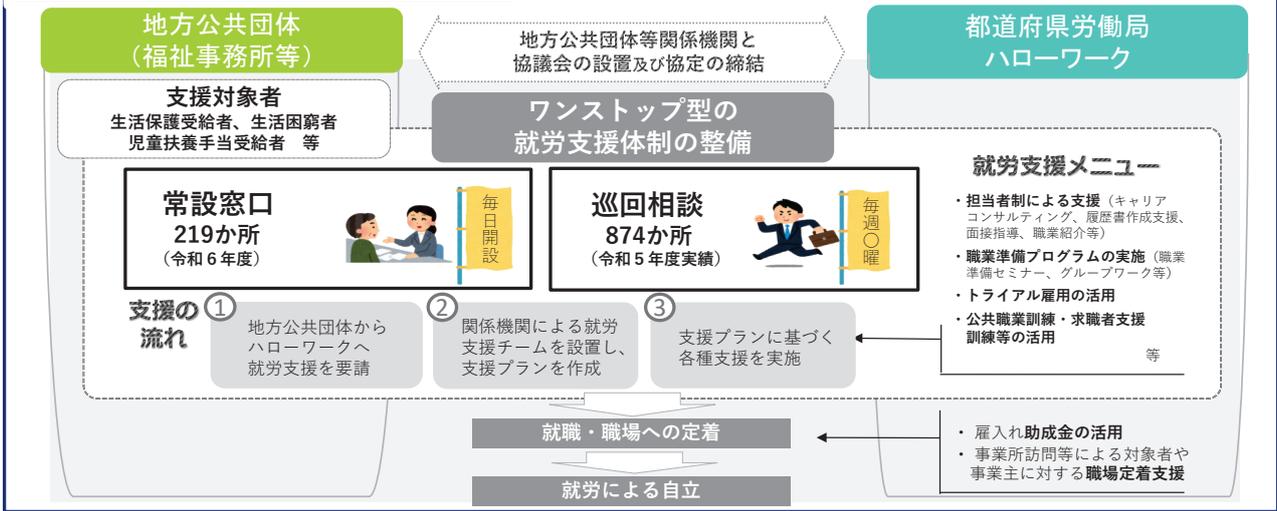
令和7年度概算要求額 71億円 (72億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	5/6		1/6

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。
特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有する「その他の世帯」数は高止まりの状態であるため、チーム支援及び担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、福祉事務所等と連携した就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和7年度要求額 53百万円 (70百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金 (特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)) の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者 (※) を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

(2) 助成対象期間

1年

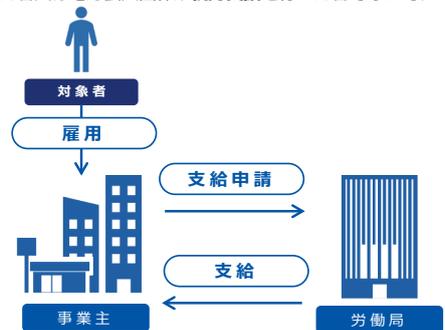
(3) 支給金額

短時間労働者以外の者 : 30万円 (25万円) ※1 × 2 ※2
短時間労働者 : 20万円 (15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額
※2 6か月ごとに2回支給

(4) 支給実績

令和5年度 : 126件



○障害者支援の促進、依存症対策の推進

➢障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制等の推進

拡充 推進枠 **障害福祉サービス事業所等サポート事業** 障害保健福祉部障害福祉課 (内線3036)

令和7年度概算要求額 4.5億円 (37百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害福祉分野における人材の確保は重要な課題であり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、処遇改善加算の一元化及び加算率の引き上げをおこない、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のペースアップへと確実に繋がるよう処遇改善加算の取得促進を進めているところ。令和7年度においても引き続き取組を継続する必要がある。
- 他方で、障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
 - ・ 加算取得のための事務手続やノウハウ蓄積に向けた支援の強化が必要である。
 - ・ 丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
 - ・ 事業所(市町村)単位での人材確保対策も困難であり、都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
 - ・ 障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが8割、財務の状況については4割程度と未だ低調である。
- そこで、報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等について都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を継続することにより、処遇改善加算の取得促進や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等が期待できる。

2 事業の概要

事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

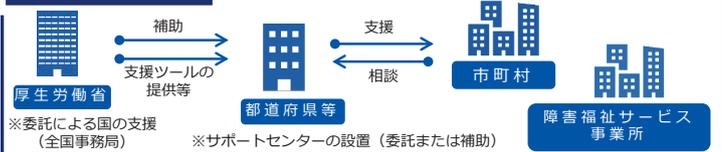
1. 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等【拡充】
(研修や戸別訪問等による処遇改善等のキャリアアップや職場環境の改善支援、報酬請求の実務的な助言)
2. 人材確保対策(障害福祉分野のしごとの魅力の発信など)【拡充】
3. 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
4. 制度改正等に係る周知・広報(特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、ハラスメント対策の周知など)
5. 事業所等からの各種相談等に対する助言等(各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など)
6. 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆補助率：事業1及び事業2は10/10
事業3～事業6は1/2

※ 別途、障害福祉サービス事業所等サポート事業(国)として、国が自治体等に対して支援する委託費(15百万円)も要求。

4 スキーム等



➢障害福祉サービス事業所等の整備、防災・減災対策の推進

拡充 推進枠 **社会福祉施設等施設整備費補助金** 障害保健福祉部障害福祉課 (内線3035)

令和7年度概算要求額 70億円 + 事項要求 (45億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域以降の受け皿として、グループホーム等の整備を促進する。
【拡充】

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



3 実施主体等

- 実施主体：社会福祉法人等
- 補助率：1/2〔間接補助〕
(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)
- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所(生活介護、就労継続支援)、居宅介護事業所(居宅介護、行動支援)、短期入所施設、共同生活援助事業所(グループホーム)等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設等

➤ 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進

拡充 推進枠 **雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業** (地域生活支援促進事業) 障害保健福祉部障害福祉課 (内線3044)

令和7年度概算要求額 11億円 (7.7億円) ※()内は前年度当初予算額

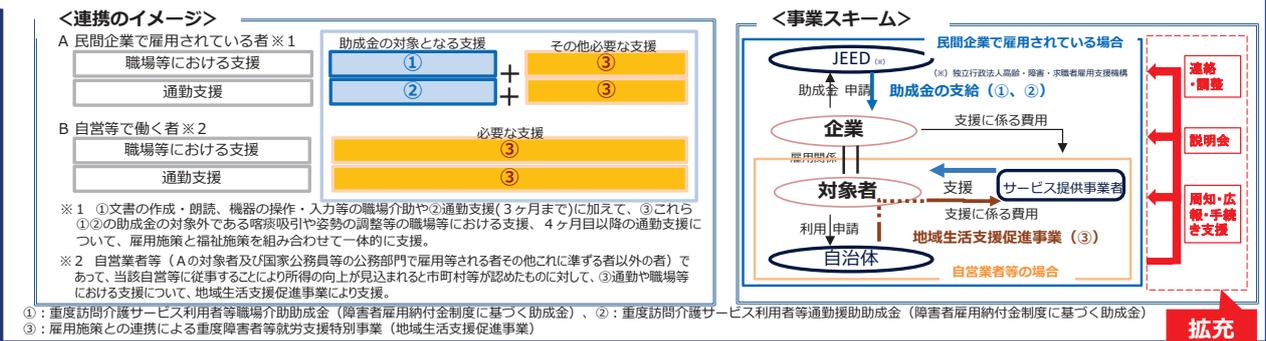
1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。また、事業実施市町村において、JEED(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。
 ※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
 ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 スキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体: 市区町村 ◆ 補助率: 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

➤ 意思疎通支援事業等の体制強化をはじめとする地域生活支援の拡充

拡充 推進枠 **地域生活支援事業費等補助金** 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 (内線3077)

令和7年度概算要求額 524億円 (505億円) ※()内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 451億円 (444億円)
- 地域生活支援促進事業 72億円 (60億円)

注) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。
 ※ 障害分は基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- **地域生活支援事業** (障害者総合支援法第77条の2・第78条) (※統合補助金)
 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
【補助率】
 ①市町村事業: 国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
 ②都道府県事業: 国1/2以内で補助
【主な事業】
 ①市町村事業: 移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
 ②都道府県事業: 発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム
 - **地域生活支援促進事業** (平成29年度創設)
 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業(特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。)
【補助率】国1/2又は定額(10/10相当)
【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業
<事業実績>
 1,730市町村、47都道府県(1,727市町村、47都道府県)
- 【R7年度概算要求における主な拡充内容】**
- 地域生活支援事業
 - 意思疎通支援事業等(拡充)
 - 地域活動支援センター機能強化事業(拡充)
 - 日中一時支援事業(拡充)
 - 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業(拡充)
 - 地域生活支援促進事業
 - 工賃向上計画支援等事業(拡充)
 - 障害者就業・生活支援センター事業(拡充)
 - 発達障害者支援体制整備事業(拡充)
 - 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業(拡充)
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(拡充)
 - アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業等(拡充)
 - 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(拡充)

拡
充

推
進
枠

意思疎通支援事業等の推進 (地域生活支援事業)

障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 (内線3076)

令和7年度概算要求額 524億円の内数 (505億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」により、全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく必要とする情報を十分に取得や利用、円滑な意思疎通を図ることができるようにすることとされているが、地域によって、障害種別ごとの実施状況に差がある等の課題がある。さらに、令和7年に東京2025デフリンピック大会の開催も契機として、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成・派遣や市町村が行う意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等)などの支援体制の構築を加速化させ、全国での支援の実施を図る。令和7年度においては、これらを実施する自治体数の増加を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- | | |
|---|--|
| <p>1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業 (都道府県必須事業)</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>① 手話通訳者・要約筆記者養成研修・派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を養成・派遣する。</p> <p>② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修・派遣事業
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣する。</p> <p>③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修・派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣する。</p> <p>(2) 実施主体：都道府県、指定都市及び中核市 (団体等への委託も可能)</p> <p>(3) 補助率：国 1/2 以内</p> | <p>2. 意思疎通支援事業 (市町村必須事業)</p> <p>(1) 事業内容
手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。</p> <p>(2) 実施主体：市町村 (団体等への委託も可能)</p> <p>(3) 補助率：国 1/2 以内、都道府県 1/4 以内</p> <p>3. 手話奉仕員養成研修事業 (市町村必須事業)</p> <p>(1) 事業内容
聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。</p> <p>(2) 実施主体：市町村 (団体等への委託も可能)</p> <p>(3) 補助率：国 1/2 以内、都道府県 1/4 以内</p> |
|---|--|

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

拡
充

推
進
枠

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

障害保健福祉部精神・障害保健課
(内線3087)

令和7年度概算要求額 ①構築推進事業：6.7億円 (5.8億円) ②構築支援事業：50百万 (44百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 ※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

○ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

○ 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー (広域・都道府県等密着) から構成される組織を設置する。

○ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域 (障害保健福祉圏域・保健所設置市) 及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

○ 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】 (1のうち協議の場の設置は必須)

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業 (心のサポーター養成等)
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援 (オンライン、電話、メール)、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国 (構築支援事業事務局)

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー (広域・密着AD) 等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援

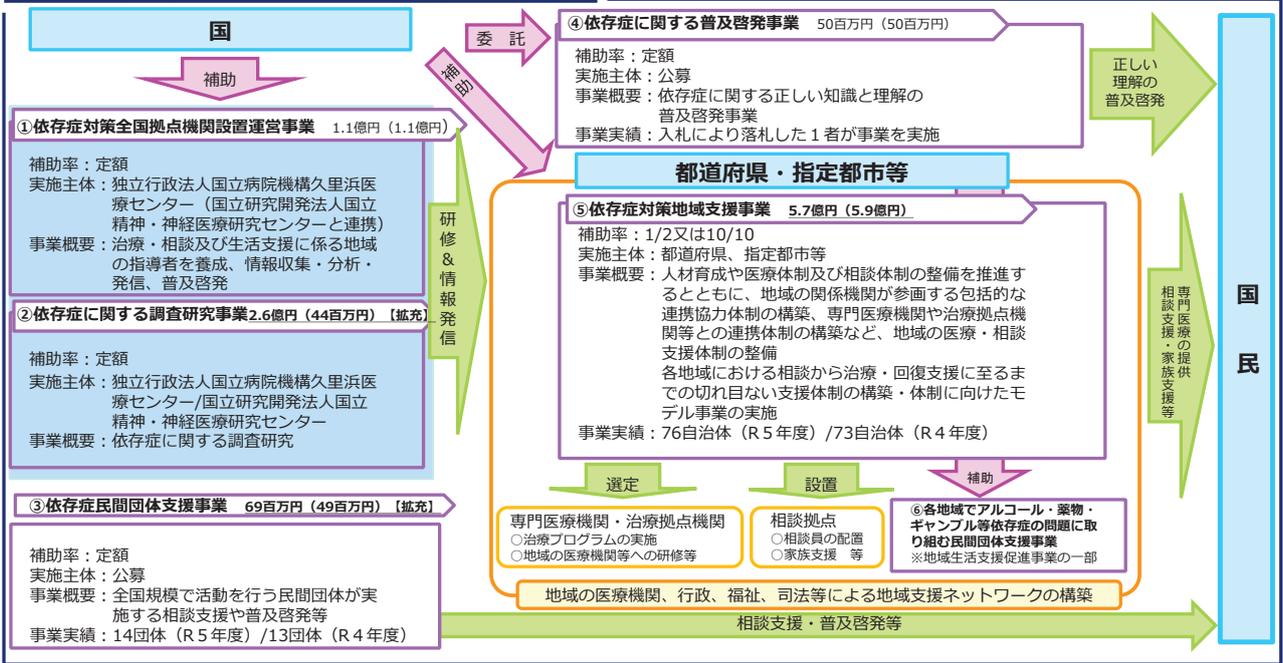
拡充 推進枠 依存症対策の推進 障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室（内線3100）

令和7年度概算要求額 11億円（8.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○ 成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進

➤ 中核機関の整備等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

拡充 推進枠 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室（内線2228）

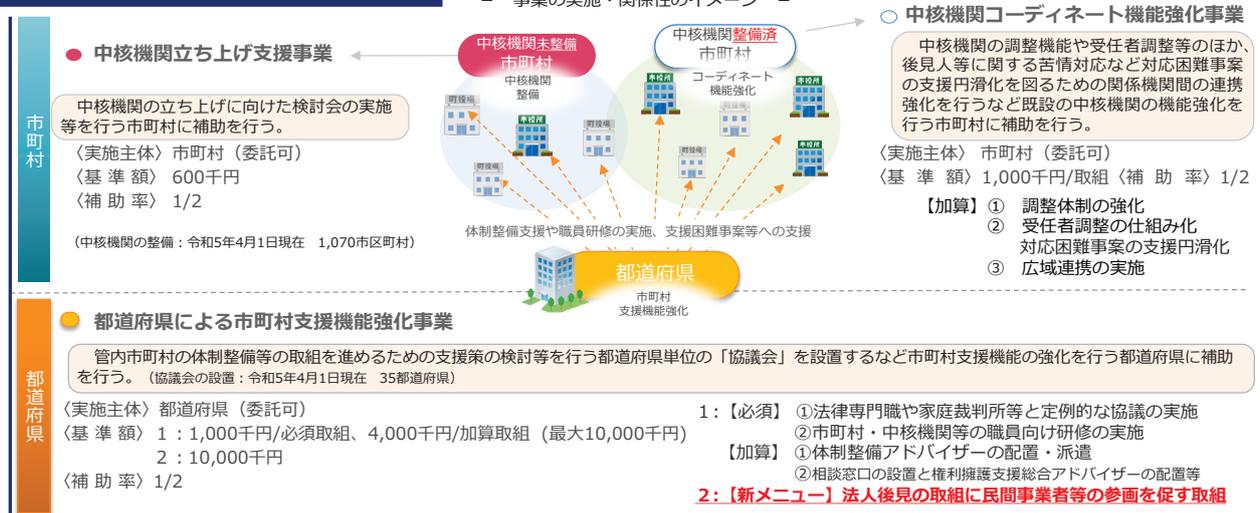
令和7年度概算要求額 9.2億円（7.8億円）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**KPIの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。**
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるように、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など中核機関のコーディネート機能の更なる強化を図る。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



➤ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題への対応を含めた新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施

拡充 **推進枠** **新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施** 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和7年度概算要求額 5.3億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

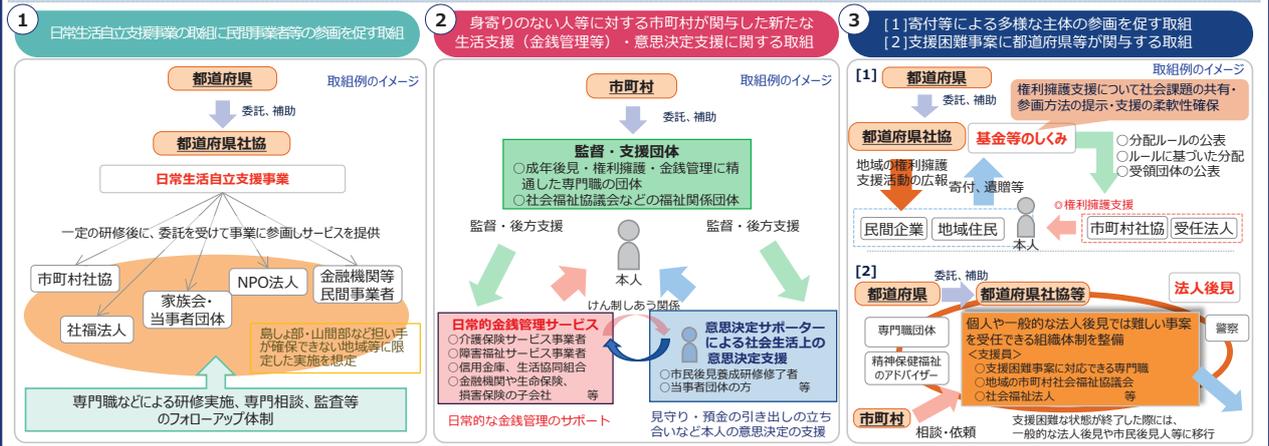
1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例を通じた課題の検証等を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

● 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円/取組 【補助率】 3/4



拡充 **推進枠** **新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施**（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」）

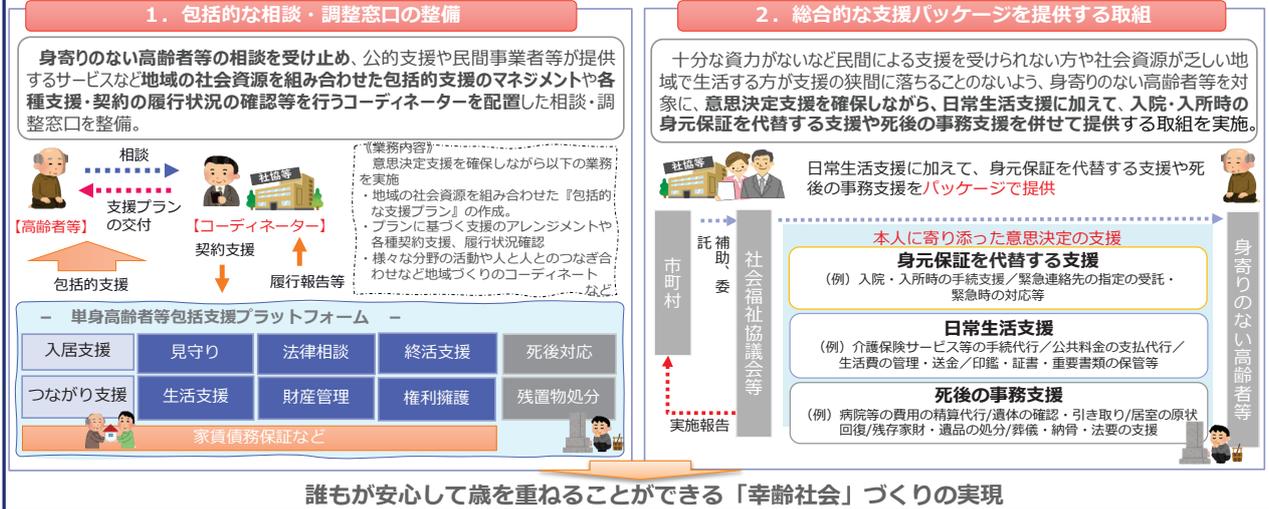
※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない高齢者等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備**を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】 市町村（委託可） 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円/取組 【補助率】 3/4



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

○ 困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進

➢ 官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施

新規 推進 官民協働等女性支援事業（仮称） ※若年被害女性等支援事業等を再編 社会・援護局総務課
女性支援室（内線4584）

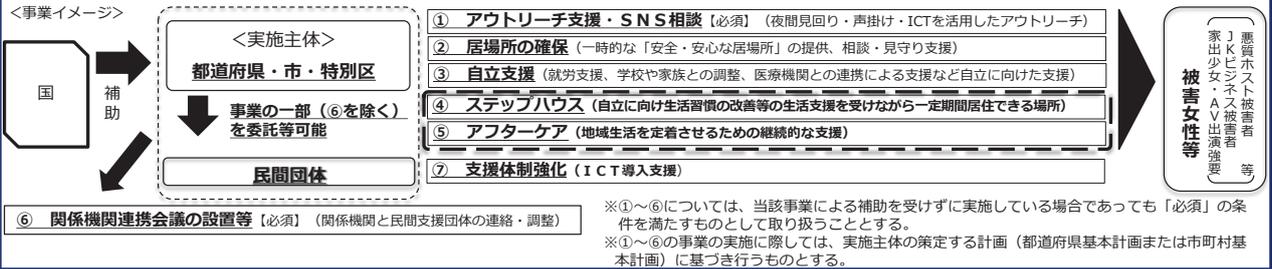
令和7年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **28**億円の内数（26億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- アウトリーチ支援・SNS相談支援**
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。
- 居場所の確保**
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。
- 自立支援**
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。
- ステップハウス**
(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。
- アフターケア**
(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。
- 関係機関連携会議**
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- 支援体制強化（ICT導入支援）**
(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市（特別区含む）	<事業実績>
補助率：国1/2、都道府県・市（特別区含む）1/2	令和4年度：3自治体（東京都、福岡県、札幌市）、6団体
補助単価案：1か所あたり年額 50,759千円 ※（1）～（6）全て実施の場合	令和5年度：5自治体（東京都、山口県、福岡県、札幌市、横浜市）、9団体

➢ 女性自立支援施設における就職支援等の充実、支援の質の向上に向けた取組の推進

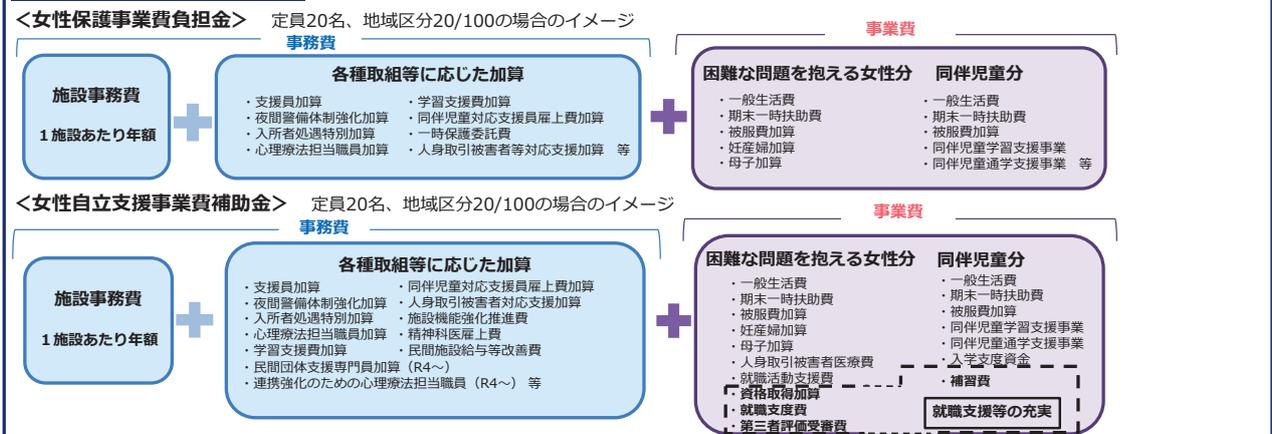
拡充 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金 社会・援護局総務課女性支援室（内線4586）

令和7年度概算要求額 **27**億円（27億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

女性保護事業費負担金	：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市 （補助率） 国5/10、都道府県・指定都市5/10
女性自立支援事業費補助金	：（実施主体）都道府県 （補助率） 国5/10、都道府県5/10

➤ 困難事例に対するスーパーバイズの実施、研修体系の見直し等を通じた女性支援を担う者の育成・支援の強化

拡充 **推進** **女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業** 社会・援護局総務課
女性支援室（内線4584）

令和7年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **28**億円の内数（26億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。
- また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。
- このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）

都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）

女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センター設置指定都市含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※ スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援センターを対象に一体的に実施することも可能とする。



3 実施主体等

- ①【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】 国 1 / 2（都道府県・市町村（特別区含む） 1 / 2）
- ②【実施主体】 都道府県・女性相談支援センター設置指定都市
【補助率】 国 1 / 2（都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市 1 / 2）

拡充 **女性支援を担う者の人材育成の強化** 社会・援護局総務課
女性支援室（内線4586）

令和7年度概算要求額 **27**百万円の内数（1.1百万円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム ※令和7年度以降の国研修のイメージ

	国		都道府県
実施者	国(委託事業者)	国(国立保健医療科学院)	都道府県 ※国(委託事業者)もブロック毎に実施【新規】
研修カテゴリー	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当者)	①機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者) ②心理職員(センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員)	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援事業の重要性、役割等目的・理念をしっかりと理解し、組織全体における支援のあり方を考える。組織の職員のマネジメント等も学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	女性支援事業の重要性、役割等目的・理念を学んだ上で、地域の特性を活かした個別事業等の具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修(制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等) ・分科会(テーマ別、機関別) ※テーマについては、アンケートを実施し、参加者のニーズに応じて内容を検討。	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習。 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習。	・共通研修(調査研究事業によるカリキュラムに基づく研修) ・分科会(テーマ別または機関別)
日程等	1～2日間	①2.5日 ②2日	2日間

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（職階問わず。事例発表等の自己研鑽の場）、女性相談支援員全国研究大会（各都道府県が持ち回りて国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

- 【実施主体】 国（国立保健医療科学院または委託） ※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

○自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進

➢地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策の推進、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策の実施

拡充 推進枠 **地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進** 社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和7年度概算要求額 47億円（31億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人（令和5年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2,2/3,10/10>

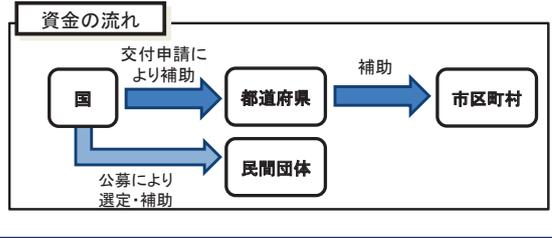
- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・**電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）**
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- **子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施（拡充）** 等

<②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10>

- ・**電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）**
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 交付率：1/2,2/3,10/10（都道府県・市町村）
：10/10（民間団体）



電話・SNSを活用した相談体制等の強化



子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進



➢子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進、自殺対策に関する調査研究等の体制拡充

拡充 推進枠 **子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進** 社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和7年度概算要求額 53億円の内数（37億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

（53億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 47億円
調査研究等業務交付金 6.2億円

1 事業の目的

- 令和5年（2023年）の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年（514人）と同水準で推移しており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「子どもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日とりまとめ）や「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、子どもの自殺対策の強化の観点から、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の設置による子どもや若者の困難事案への的確な対応に向け、令和5年度から開始したモデル事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家等で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業を実施する（支援自治体数を拡充）。

【子ども・若者の自殺危機対応チーム】（事務局：地域自殺対策推進センター等）

- 支援対象者：次の子ども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのかめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
 - ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了：地域の関係機関への引継



○ 都道府県・指定都市への取組支援：

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

拡
充

推
進
枠

自殺対策に関する調査研究等の体制拡充

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和7年度概算要求額 6.2億円（6.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

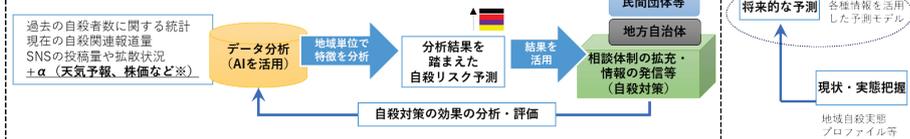
- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進するにあたっては、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）の内容も踏まえ、実践的かつPDCAサイクルを踏まえた自殺対策の実現が必要である。現状として、自殺統計、地域自殺実態プロフィール等による実態把握等は進められているものの、これらのデータ等を活用した地域における自殺リスクの予測やその結果を踏まえた対策を行うといった仕組みは整備されていない。
- このため、自殺対策におけるデータの利活用やPDCAサイクルの活用の有効な方法について検討を行うことが必要であるため、調査研究等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

2 事業の概要・スキーム

【自殺対策のDX化の推進（多様なデータ等を活用した自殺対策の検討）】（拡充）

- 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
- 令和7年度においては、令和6年度に引き続き、自殺対策におけるデータの利活用やPDCAサイクルの活用の有効な方法の検討を進めていく。
- また、併せて、得られたデータ等をどのように提供できるかを検討するため、各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測を実施するとともに、それらを活用した自殺対策の取組の自治体への提案を試行的に実施していくことにより、令和8年度以降の自殺対策のDX化の実装を目指していく。
- 令和7年度予算要求においては、これらの実施に伴う検討会の開催、自治体での試行実施、基礎資料の収集・整理等に係る予算を要求する。

【イメージ図】



3 実施主体等

【実施主体】
厚生労働大臣指定調査研究等法人
「いのち支える自殺対策推進センター」

【交付率】10/10

➤ ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進

拡
充

推
進
枠

ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和7年度当初要求額 18億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額

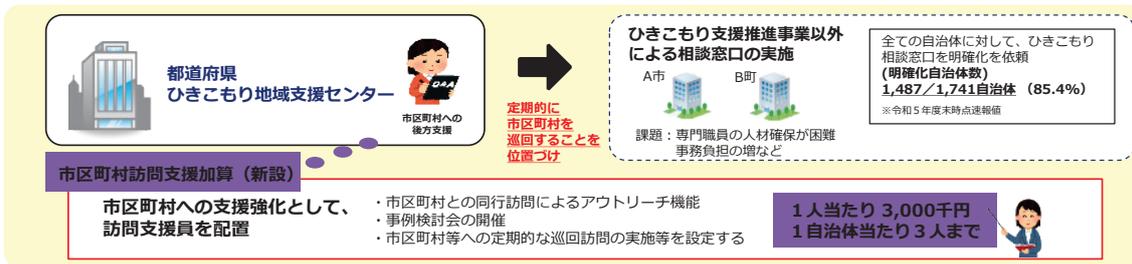
困窮補助金

1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した事業が行われるよう推進に努めている。内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制を各自治体に整備していく必要がある。
- このため、本事業を実施していない市区町村に対しては、これまでの後方支援を拡充し、定期的な巡回を新たに位置づけて相談の状況把握や支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問やケース対応などに取り組むなどの伴走型支援に必要な専門職員を配置し、ひきこもり当事者や家族からのニーズを全方位的にカバーする支援体制を構築していく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業以外で「ひきこもり相談窓口を明確化」している管内市区町村に対して、支援者へのサポートを目的に、定期的な巡回により、相談支援の繋ぎやフォローアップ、同行訪問によるアウトリーチ機能の強化、事例検討会の開催などを実施する。



- 医療・看護・介護・福祉の国家資格に係る複数資格の取得促進
 >養成課程間で共通する科目の履修免除や、既に修得した単位数・時間数に応じた学修期間の短縮による複数資格の取得促進

拡充 **推進枠** **「地域共生社会」の実現に向けた人材の養成等に関する調査・研究事業等** 政策統括官（総合政策担当）
政策統括室（内線7992）

令和7年度概算要求額 **76**百万円（28百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の人口構造は、高齢者人口が急速に増加する一方で、生産年齢人口は加速的に減少する等、大きく変化することが見込まれており、医療・看護・介護・福祉の各分野における担い手を確保することが急務となっている。
- こうした観点から、本事業では、一人の人材が複数の国家資格を取得しやすくするため、養成課程間で共通する科目を履修免除する方法や、既に修得した単位数・時間数に応じて学修期間を短縮する方法等の検討に関する調査・研究等を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 令和7年度では、令和6年度から調査・研究等対象を拡大するとともに、複数資格取得の意向を把握するための調査・研究等を実施する。
- 調査・研究等の実施に当たっては、国から民間団体等に委託する。

対象	複数資格取得や転入学・編入学を実施している 日本の養成課程	科目の履修免除や学修期間の短縮に柔軟な 諸外国の養成課程【拡充】	国家資格既取得者・未取得者【拡充】
内容	共通する科目の履修免除の実態、カリキュラムの工夫、学修期間の短縮に関する課題等の把握	専門職養成の制度設計の把握（法令、資格保有による科目の履修免除・学修期間の短縮、複数資格取得による就業上の優遇等）	複数資格の取得意向の有無、希望する複数資格の組み合わせ、複数資格取得を目指すうえでの課題等の把握
方法	ヒアリング調査、アンケート調査（大学・短大・専門学校等）	ヒアリング調査（専門職の養成を所管する諸外国の公的機関）	アンケート調査（医療法人・社会福祉法人職員、養成課程在籍者）

令和6年度 調査・研究等

令和7年度 調査・研究等

○戦後80周年関連事業

拡充 **推進枠** **戦後80周年関連事業** 社会・援護局（援護）援護企画課
（内線3404）

令和7年度概算要求額 **20**億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和7年度は戦後80年の節目の年であるとともに、先の大戦を体験された方が少なくなり、戦没者のご遺族の方の高齢化も進む中、戦争の記憶を次の世代に継承していくことが喫緊の課題となっている。
 このため、戦後80年という節目となる年に、改めて戦没者等の遺族に対する弔慰の意を示し、洋上慰霊などの特別な慰霊事業を実施するとともに、若者世代はじめ広く記憶を共有・継承し、現在そして未来に生かすための施策を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- ① **戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給【拡充】**
13億円（8.0億円）
戦後80周年に当たる令和7年度には、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正し、特別弔慰金の支給を継続する。
- ② **戦没者慰霊事業の充実【拡充】**
5.8億円（4.0億円）
慰霊友好親善事業において船舶による洋上慰霊を実施するとともに、ご遺族の高齢化を踏まえ、全国戦没者追悼式参列旅費の国費負担（付添職員旅費）を拡充する。また、海外及び国内の慰霊碑の管理状況等について実態調査を行う等の取組を進める。
- ③ **語り部事業の充実【拡充】**
60百万円（25百万円）
平和の語り部事業について、語り部による講話数の増や広報・国際交流にかかる経費等を拡充するとともに、中国残留邦人等の語り部の育成を行う。

④ **遺骨収集事業の推進【拡充】** 98百万円（47百万円）
大規模な集団埋葬の情報があるパラオ諸島（ペリリュー島）における遺骨収集事業の加速化を図るとともに、遺骨収集事業に関する広報を目的として、事業の紹介動画を作成する。

⑤ **昭和館、しょうけい館等における記念事業の実施【新規】** 26百万円（0百万円）
昭和館等において戦後80周年記念シンポジウム等を行う他、しょうけい館において記念企画展等を行う。



洋上慰霊（平成27年度）の様子



平和の語り部事業（対話型講話）の様子

○現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備

拡充 推進枠 戦没者の遺骨収集事業 (現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備) 社会・援護局 (援護) 事業課 (内線4510)

令和7年度概算要求額 **34億円 (33億円)** ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

戦後80年を迎えるにあたり、戦没者の遺族が高齢化している中、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務であり、戦没者の遺骨収集、戦没者遺骨の鑑定に全力を挙げて取り組む。

2 事業の概要・スキーム

【現地調査・遺骨収集の計画的実施】

- 海外等における遺骨収集事業は、令和11年度までの集中実施期間において、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所の情報等に係る現地調査を計画的に実施し、一柱でも多くの遺骨収集を実施することとされている。令和7年度においても、パラオ諸島（ペリリュー島）における遺骨収集等、事業の計画的な実施に必要な経費を計上する。
- 硫黄島における遺骨収集事業は、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。令和7年度においては、これまでボーリング調査で発見された滑走路地区の地下壕からの遺骨収集等を行うための経費を計上する。
- その他、交戦国等が作成した資料の調査・分析及び遺骨・遺留品の伝達に必要な経費を計上する。

<遺骨収容の様子>



【戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備】

- 戦没者遺骨を御遺族へお返しするため、御遺族からの申請に基づいて、身元特定のためのDNA鑑定の実施に必要な経費を計上する。
- 我が国の戦没者遺骨であることの確認を確実に実施するために、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し、本邦に持ち帰って形質鑑定やDNA分析等の専門家による所属集団判定の実施に必要な経費を計上する。
- 鑑定の迅速化のため、「戦没者遺骨鑑定センター」の体制強化や、同位体分析等の新たな遺骨の鑑定技術の研究等に必要な経費を計上する。

<形質鑑定の様子>



<DNA鑑定のポスター・リーフレット>



3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県、大学・研究機関等

4 事業実績

- ・令和5年度は硫黄島、東部ニューギニア、パラオ諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、トラック諸島、インドネシア、フィリピン、カザフスタン等で現地調査・遺骨収集を実施
- ・これまでに身元が判明した遺骨 1,247件 (令和6年3月末時点)

○持続可能で安心できる年金制度の運営

持続可能で安心できる年金制度の運営 年金局総務課 (内線3646)

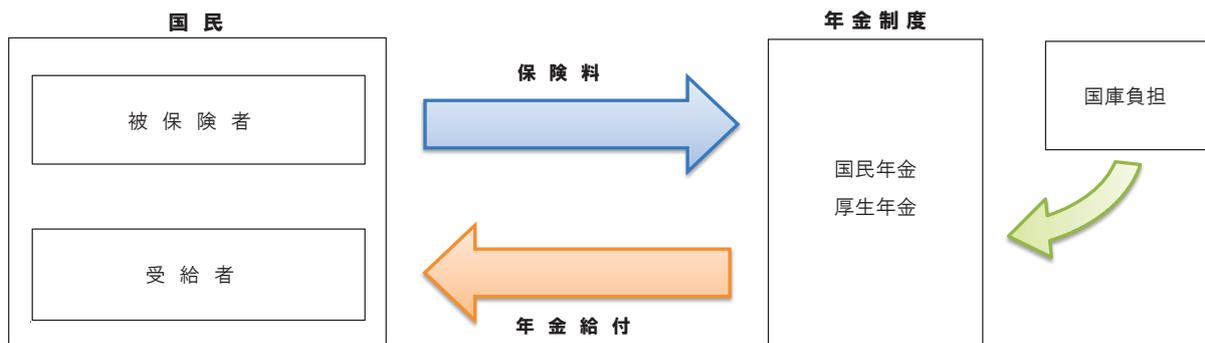
令和7年度概算要求額 **13兆3,932億円 (13兆3,237億円)** ※ ()内は前年度予算額

1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

復旧・復興関連施策

復旧・復興関連施策一覧

令和7年度概算要求額 105億円(98億円)

※ ()内は前年度当初予算額

第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

項目	担当部局課室名
被災者・被災施設の支援	
(1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局総務課(内線3135) 保険局保険課(内線3152、3245) 保険局国民健康保険課(内線3256) 保険局高齢者医療課(内線3194) 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室(内線3383)
② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	老健局介護保険計画課(内線2264、2164)
③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	障害保健福祉部障害福祉課(内線3091)
(2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援	保険局国民健康保険課(内線3256) 保険局高齢者医療課(内線3194) 老健局介護保険計画課(内線2937)
(3) 被災地域における地域医療の再生支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室(内線4148)
(4) 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援	健康・生活衛生局総務課指導調査室(内線2322)
(5) 被災者支援総合交付金(復興庁所管)による支援	
① 被災者の心のケア支援	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(内線3069)
② 被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課(内線2219)
③ 介護等のサポート拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課(内線3935、3878)
④ 被災地の健康支援活動に対する支援	健康・生活衛生局健康課(内線2398)
(6) 被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課(内線2219)
(7) 被災地における福祉・介護人材確保事業	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室(内線2849)
(8) 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	老健局高齢者支援課(内線3925)
(9) 「第2期復興・創生期間」の終了を見据えた障害福祉サービスの事業再開支援事業	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(内線3091)
雇用の確保等	
(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課(内線5794)
(2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課(内線5794)
(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課(内線5794)
(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室(内線5489)

第2 原子力災害からの復興への支援

項目	担当部局課室名
(1) 食品中の放射性物質対策の推進	健康・生活衛生局食品監視安全課(内線4592)
(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室(内線2181)